

令和7年度 第2回 四街道市子ども・子育て会議 次第

日時：令和8年2月18日（水）

13：30～

会場：保健センター3階大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

- ①四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の計画期間  
全体における評価について

【資料1～2】

- ②乳児等通園支援事業の認可について

【資料3】

- ③特定教育・保育施設等及び特定乳児等通園支援事業の利用定員について

【資料4】

- ④虐待に係る措置状況の報告について

【資料5】

※議題④の資料5については一部個人の情報に関する内容が含まれているため資料は当日配布とさせていただきます。

4 そ の 他

5 閉 会

## 四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～ の評価概要について（総括）

四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～（計画期間：令和2年度～6年度）については、令和6年度の取り組みにより5年間の計画期間を終了しました。

計画に位置づけられている119施策について、実施状況及び目標値が設定されている施策については実績値を確認し、4段階で評価を行い、次のとおり整理しました。

### 1. 評価の状況

| 評価             | 施策数    | 割合      |
|----------------|--------|---------|
| ◎：計画より進んでいる    | 3 施策   | 2. 5%   |
| ○：計画どおり        | 115 施策 | 96. 7%  |
| △：計画よりやや遅れている  | 1 施策   | 0. 8%   |
| ×：計画より非常に遅れている | 0 施策   | 0. 0%   |
| 計              | 119 施策 | 100. 0% |

#### ◎3施策（2. 5%）が、計画より進みました。

| 施策名                      | 評価の概要  |
|--------------------------|--|
| 時間外保育事業<br>【1-2-(2)-①】   | <p>■保育課（◎…計画より進んでいる）</p> <p>市内保育所等全園において、7時～19時（一部は20時）までの延長保育を実施し、全年度で利用実人数は目標値を上回りました。</p> <p>実績値 R2：860人 R3：879人 R4：943人 R5:968人 R6:1,135人</p>  |
| 子育て短期支援事業<br>【1-2-(2)-⑦】 | <p>■保育課（◎…計画より進んでいる）</p> <p>令和3年度から開始した保護者の疾病や仕事の都合などにより児童の養護が一時的に必要となった場合などに児童を預かる子育て短期支援事業について、市内外の民間事業者への委託により実施し、令和5、6年度は利用延人数が目標値を上回りました。</p> <p>実績値 R3：0人 R4：5人 R5:81人 R6:207人</p>   |
| こどもルームの充実<br>【3-1-(1)-①】 | <p>■保育課（◎…計画より進んでいる）</p> <p>全年度において、定員数は数値目標どおり、またはそれ以上の実績により事業を実施することができ、最終年度に実施した施設整備により、次年度に向け、数値目標を上回る定員を確保することができました。</p> <p>実績値 R2：851人 R3：881人 R4：944人 R5:1,004人 R6:1,004人 R7:1,089人</p> <p>※各年度5/1時点での定員数（例：R7-R6=R6年度中の整備数）</p> |

#### △1施策（0. 8%）が、やや遅れました。

| 施策名                   | 評価の概要  |
|-----------------------|--|
| 国際交流事業<br>【3-1-(3)-⑤】 | <p>■政策推進課（△…やや遅れている）</p> <p>中学生を対象とした姉妹都市・リバモア市との交換留学について、令和2～5年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受け入れ、派遣ともに事業を中止していました。（6年度に事業を再開しました。）</p> |

## 2. 基本方針における評価

### ○基本方針1 多様な子育て支援の充実

基本方針1の「多様な子育て支援の充実」は、「就学前の教育・保育の充実」及び「地域における子育て支援の充実」の2つの基本施策で構成されています。

「就学前の教育・保育の充実」については、8施策の全施策で「計画どおり」となり、特に待機児童解消においては、私立幼稚園3園の認定こども園化や保育所等13か所の整備及び既存保育所等の定員増加により、757人の保育定員を確保することができました。

「地域における子育て支援の充実」については、21施策の全施策で「計画より進んでいる」、「計画どおり」となりました。中でも、時間外保育事業と子育て短期支援事業は、数値目標を上回る利用があり保育サービスや子育て支援体制の充実を図ることができました。

また、保育所、社会福祉協議会、公民館、高齢者福祉施設、PTA等さまざまな主体が、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時は事業の中止や縮小を余儀なくされる厳しい状況もありましたが、状況に応じて事業内容や方法を見直し、徐々に事業を再開することができました。

以上の結果から、基本方針1においては、29施策の全施策で「計画どおり」以上であったことから、基本方針1の全体評価は「計画どおり」とするものとします。

### ○基本方針2 子どもや母親の心とからだの健康づくり

基本方針2の「子どもや母親の心とからだの健康づくり」は、「母子保健の充実」及び「小児保健医療体制の充実」の2つの基本施策で構成されています。

「母子保健の充実」については、18施策の全施策で「計画どおり」となり、令和5年2月に開始した妊婦に対して伴走型相談支援と経済的支援を一体的に行う「妊婦子育て応援金事業」では、妊娠後期のアンケートが実施され希望者には出産に向けて具体的な準備を進める時期に助産師・保健師との面談を受けることが可能となり、妊婦の抱える問題の複雑化多様化に対応する体制を整えることができました。また、令和6年6月から、ハイリスク妊婦の抱える問題がより複雑化多様化していく中で、妊婦支援会議に母子保健部門だけでなく、福祉部門の職員も参加するなど、連携による支援の充実化を図りました。

「小児保健医療体制の充実」については、6施策の全施策で「計画どおり」となり印旛市郡医師会・薬剤師会などの協力体制のもと、安定した運営が行われました。また、夜間や日・休日等の小児の緊急性のある診療ニーズに際しても、継続的に診療サービスが提供されました。

以上の結果から、基本方針2においては、24施策の全施策で「計画どおり」であったことから、基本方針2の全体評価は「計画どおり」とするものとします。

### ○基本方針3 豊かな心を育む育成環境の整備

基本方針3の「豊かな心を育む育成環境の整備」は、「健全な心身の成長に向けた支援」及び「次代の親の育成に向けた支援」の2つの基本施策で構成されています。

「健全な心身の成長に向けた支援」については、17施策中16施策で「計画どおり」以上の成果を上げることができました。特に、こどもルームの充実においては、全年度で数値目標どおり、またはそれ以上の定員を確保することができました。また、子どもの居場所・遊び場の充実を目的とした児童センターやプレーパーク、多様な活動ができる環境の充実を目的とした公民館や図書館等における施策については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたため、一部事業の中止や縮小を余儀なくされたものの、感染対策を講じた上で事業を再開し、実施することができました。

一方、国際交流事業については計画期間中の最終年度のみの実施となったことから、進捗状況として「計画よりやや遅れている（遅れた）」と評価しています。

「次代の親の育成に向けた支援」については、7施策の全施策で「計画どおり」となり、健康教育・思春期保健の充実において、幼児から中学生までという幅広い年代に対して、それぞれの成長段階や理解度に応じた適切な方法で食育を行うことができました。

以上の結果から、基本方針3の評価においては、24施策中の23施策で「計画どおり」以上であったことから、基本方針3の全体評価は「計画どおり」とするものとします。

#### ○基本方針4 多様な子育て家庭への支援

基本方針4の「多様な子育て家庭への支援」は、「仕事と家庭の両立支援」及び「配慮が必要な子ども・子育て家庭への切れ目ない支援」の2つの基本施策で構成されています。

「仕事と家庭の両立支援」については、4施策の全施策で「計画どおり」となり、多様な働き方ができる就労環境の整備では、商工会との連携によるリーフレットやパンフレットの配布・掲示、ホームページを活用した育児・介護休業制度の周知を行い、情報提供に努めました。また、男性が子育てに参加するきっかけづくりとして、コロナ禍の状況に対応した料理教室の開催を通じて男性の家庭参画促進を図りました。さらに、就職支援セミナーや商工会との連携による創業講座を開催し、幅広い層への支援を行いました。

「配慮が必要な子ども・子育て家庭への切れ目ない支援」については、25施策の全施策で「計画どおり」となり、ひとり親家庭に対して、入学等祝金の支給やひとり親家庭等に対する医療費等の助成、民間学習塾によるひとり親家庭等の中学生を対象にした学習支援を行いました。

障がいのある子どもや発達に支援を必要とする子どもへの支援では、相談支援事業所等との情報共有等を図りながら、適切なサービスの提供を行うことで、障がいのある子とその家族への支援に取り組みました。また、にじいろサポートファイルの活用推進により、切れ目のない支援につながっています。

また、児童虐待防止対策では、子ども家庭総合支援拠点を令和3年度に設置し、相談支援体制を充実させることで、よりきめ細やかな支援に取り組むことができました。

以上の結果から、基本方針4の評価においては、全29施策で「計画どおり」であったことから、基本方針4の全体評価は「計画どおり」とするものとします。

#### ○基本方針5 子ども・子育てにやさしいまちづくり

基本方針5の「子ども・子育てにやさしいまちづくり」は、「子ども・子育てに配慮した生活環境の充実」の基本施策で構成されており、13施策の全施策で「計画どおり」となりました。

具体的には、千代田団地内において、誰もが安心して道路を利用できるよう、計画的に27か所のバリアフリー工事を実施しました。また、公共施設の整備においては、令和4年度に着工した新庁舎整備において、授乳室やキッズスペースを設けるなど、小さな子どもを抱える保護者への配慮を充実させました。一方、「赤ちゃんの駅」については、5年間で14か所の登録を行いました。今後も新規登録施設の追加などを進め、乳幼児を育てる保護者が、より安心して外出できる環境の充実を目指す必要があります。

身近な安全の強化として、交通安全教室・交通安全運動の推進については、警察署、地域などと協力・連携の上、交通安全教室を開催し、令和6年度には幼児から高齢者までを対象に6,000人近くの方が参加し、交通安全意識の向上が図られました。

以上の結果から、基本方針5の評価においては、全13施策が「計画どおり」であったことから、基本方針5の全体評価は「計画どおり」とするものとします。

### 3. 計画期間の評価の総括

これまでの評価のとおり、基本方針ごとの評価においては、全ての項目で「計画どおり」となり、また全施策から見た評価であっても、全119施策中の96.7%にあたる118施策が「計画どおり」又は「計画より進んでいる」評価であることから、第2期計画の総合評価として「計画どおり」とするものとします。

なお、子ども・子育て支援計画の第2期計画期間中は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたものの、各主体が多様な課題に柔軟に対応する形で、子育て環境の改善と地域との連携を図ることができました。

令和7年度を計画開始年度とする今後5か年の計画である「四街道市こども計画」においても、新たな基本理念を実現するために設定された基本方針を柱として総合的に子ども・若者・子育て支援に関する各施策を推進していくものとします。

四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～進行管理シート 計画期間評価

- 基本方針1 多様な子育て支援の充実  
 基本施策1. 就学前の教育・保育の充実  
 基本施策2. 地域における子育て支援の充実

- ◎ 2施策  
 ○ 27施策  
 △ 0施策  
 × 0施策

資料2(議題①)  
 令和7年度第2回子ども・子育て会議

※複数の担当課がある場合は、総合評価を記載(各担当課の評価は「評価の根拠」に記載)

| 第2期こどもプラン掲載内容 |      |                  |              |  |     |      | 令和2～6年度成果  |     |  |
|---------------|------|------------------|--------------|--|-----|------|--|-----|--|
| 基本方針          | 基本施策 | 取組内容             | 施策           | 事業内容   | 担当課 | 数値目標 | 実施状況   | ※評価 | 評価の根拠  |
| 1             | 1.   | (1)教育・保育の提供体制の確保 | ①教育・保育の提供    | 待機児童の状況に加え、国の幼児教育・保育の無償化の動向等を注視し、保育所の設置等、必要に応じた整備を実施します。                         | 保育課 | 有    | 保育所等13か所の整備、私立幼稚園3園の認定こども園化及び既存保育所等の定員増加により、期間中に757人の保育定員を確保することができました。  | ○   | 概ね計画どおり事業を実施することができたため。  |
| 1             | 1.   | (2)教育・保育の一体的提供   | ①認定こども園の普及   | 認定こども園への移行に係る支援制度の紹介や必要な支援を行うことで、園が抱える疑問点や不安の解消を図り、私立幼稚園からの移行を促進します。             | 保育課 | —    | 市が主催する私立幼稚園全園会議において、認定こども園への移行に係る説明を行ったことなどにより、期間中に3園の私立幼稚園が認定こども園へ移行しました。   | ○   | 計画どおり事業を実施することができたため。  |
| 1             | 1.   | (2)教育・保育の一体的提供   | ②保幼小連携・接続の推進 | 教育・保育の連続性や一貫性を確保するため、子どもの成長に関する情報交換や交流の機会を充実させ、小学校へ円滑に接続できるよう指導のあり方の共通理解などを図ります。 | 保育課 | —    | 期間中全ての年度において、子ども・子育て支援法に基づく指導監査により、四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第11条に定める小学校等との連携が図られているか確認しました。  | ○   | 【保育課:○】<br>計画どおり事業を実施することができたため。   |
| 1             | 1.   | (2)教育・保育の一体的提供   | ②保幼小連携・接続の推進 | また、生活や学びにおける指導方法の工夫や改善に努め、研修などの機会でも円滑な接続の重要性を捉えるとともに、交流活動の充実を図ります。               | 指導課 | —    | 保幼小連携教育研修会について、コロナ禍の令和2年度と令和3年度は、書面での開催とはなったものの、令和4年度からは講師を招聘し、対面での研修を年1回開催することができました。教育・保育の連続性や一貫性の確保に向け、子どもの成長に関する情報交換や教職員の交流の機会を確保することができました。 | ○   | 【指導課:○】<br>対面での研修会開催が困難であった時期も、書面開催や参集人数の縮小をしながら、年1回の研修会で保幼小の連携の充実のため必要な事項について共通理解を図ることができたため。 |

| 第2期こどもプラン掲載内容 |      |                 |                       |   |     | 令和2～6年度成果 |  |         |                         |
|---------------|------|-----------------|-----------------------|---|-----|-----------|--|---------|-------------------------|
| 基本方針          | 基本施策 | 取組内容            | 施策                    | 事業内容  | 担当課 | 数値目標      | 実施状況   | ※<br>評価 | 評価の根拠                   |
| 1             | 1.   | (3)幼児教育・保育の質の確保 | ①教育・保育施設等への指導等        | 子ども・子育て支援法に基づく指導監査及び児童福祉法施行令に基づく保育所等に対する行政指導監査を実施し、法令の基準を満たしているかどうかについて定期的に実地検査を実施し指導を行います。 | 保育課 | —         | 期間中全ての年度において、指導監査を実施し、教育・保育の質について改善を要する指摘事項があった場合は、改善するよう指導を行いました。   | ○       | 計画どおり事業を実施することができたため。   |
| 1             | 1.   | (3)幼児教育・保育の質の確保 | ②幼児教育・保育の質の確保に向けた体制整備 | 保育士の処遇改善等による必要な職員の確保及び教育・保育に関する専門性を有する幼児教育アドバイザーの配置・派遣等により職員の資質・専門性の向上に努めます。                | 保育課 | —         | <p>期間中全ての年度において、保育士等の処遇改善等に係る補助金及び私立幼稚園が実施する教育研究大会等に対する補助金を交付しました。</p> <p>【年度別交付金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士等の処遇改善等に係る補助金<br/>R2: 57,940,000円<br/>R3: 86,554,000円<br/>R4: 99,502,000円<br/>R5: 108,108,000円<br/>R6: 114,998,000円</li> <li>・私立幼稚園が実施する教育研究大会等に対する補助金<br/>R2～R6: 720,000円</li> </ul> <p>また、令和4年度以降は、幼児教育アドバイザーの派遣事業(県事業)について、市内教育・保育施設等への周知を行いました。</p> | ○       | 概ね計画どおり事業を実施することができたため。 |

| 第2期こどもプラン掲載内容 |      |                     |                     |   |     | 令和2～6年度成果 |   |         |                       |
|---------------|------|---------------------|---------------------|---|-----|-----------|---|---------|-----------------------|
| 基本方針          | 基本施策 | 取組内容                | 施策                  | 事業内容  | 担当課 | 数値目標      | 実施状況  | ※<br>評価 | 評価の根拠                 |
| 1             | 1.   | (4)幼児教育・保育の保護者負担の軽減 | ①幼児教育・保育の無償化        | 3～5歳及び低所得世帯の0～2歳の幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもの保護者に対し、その利用料の無償化を行います。<br>(施設等利用給付のうち新制度へ移行していない幼稚園の月額保育料等は現物給付で行います。その他の給付については償還払いで行います。) | 保育課 | —         | 期間中全ての年度において、特定子ども・子育て支援施設等(幼稚園・認可外保育施設等)を利用する児童の保護者に対して、無償化対象となる利用料等の相当額を支給しました。<br>【年度別支給額】<br>R2: 487,423,554円<br>R3: 470,046,747円<br>R4: 399,400,749円<br>R5: 315,573,707円<br>R6: 271,220,450円 | ○       | 計画どおり事業を実施することができたため。 |
| 1             | 1.   | (4)幼児教育・保育の保護者負担の軽減 | ②実費徴収に係る補給給付事業      | 各施設事業者において実費徴収を行うことができるとされている食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得者等を対象に費用の一部を補助します。  | 保育課 | —         | 期間中全ての年度において、年収360万円未満相当の低所得者、第3子以降及び生活保護法による被保護世帯等を対象に、実費徴収に係る補給給付事業を実施することで経済的支援を行うことができました。<br>【年度別支給額】<br>R2: 750,609円<br>R3: 2,012,454円<br>R4: 1,116,830円<br>R5: 828,835円<br>R6: 1,001,642円  | ○       | 計画どおり事業を実施することができたため。 |
| 1             | 1.   | (4)幼児教育・保育の保護者負担の軽減 | ③多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | 小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動であって、地域において重要な役割を果たしていると認められる事業の利用者に対し、当該事業における利用料の一部を補助します。   | 保育課 | —         | 令和4年度から事業を開始して以降、対象事業の利用者全員に対し、利用料の一部を補助しました。<br>【年度別支給額】<br>R4: 1,540,000円<br>R5: 1,440,000円<br>R6: 1,680,000円   | ○       | 計画どおり事業を実施することができたため。 |

| 第2期こどもプラン掲載内容 |      |                 |                      |   |        | 令和2～6年度成果 |  |         |   |
|---------------|------|-----------------|----------------------|---|--------|-----------|--|---------|---|
| 基本方針          | 基本施策 | 取組内容            | 施策                   | 事業内容  | 担当課    | 数値目標      | 実施状況   | ※<br>評価 | 評価の根拠   |
| 1             | 2.   | (1)相談体制・情報提供の充実 | ①利用者支援事業(子育てコンシェルジュ) | 子ども及びその保護者など、また妊娠している方が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、子育てコンシェルジュを配置し支援します。<br>また、さまざまなニーズに一元的な情報提供ができるよう、関係機関などと連携を図るとともに、利用支援のための適切な窓口の紹介などを行います。                                  | 保育課    | 有         | 期間中全ての年度において、子育てコンシェルジュを配置することで、保護者のニーズに合わせた適切な相談・支援をすることができました。<br>【年度別相談件数】<br>R2:5,137件<br>R3:4,739件<br>R4:5,220件<br>R5:5,646件<br>R6:5,529件   | ○       | 計画どおり事業を実施することができたため。                                       |
| 1             | 2.   | (1)相談体制・情報提供の充実 | ②子育て支援情報の充実          | 各種の子育て支援サービスなどが十分周知されるよう、子育てガイドブックを作成し、子育て家庭や各種団体に配布するとともに、スマートフォンやタブレットからもアクセスしやすい電子書籍版を公開します。<br>市のホームページにおいては、掲載内容を充実し、発信機能を高めていきます。<br>特に、子育てサロンや子育てサークルなどの情報提供を強化し、子育て世代の交流の活性化を促進します。 | 子育て支援課 | —         | 平成27年6月に開設した、子育て応援サイト「すくすく」の情報更新を1年に1回行いました。<br>《サイト訪問者数》<br>令和2年度:12,488人<br>令和3年度:13,971人<br>令和4年度:14,779人<br>令和5年度:13,671人<br>※令和6年度は事業者から無償でのサービス提供終了の申出があったため事業を廃止<br><br>子育て情報ブック「すくすく」を作成し、子育て家庭へ配布しました。(2年に1回)   | ○       | 計画していた事業を実施することができたため。                                      |
| 1             | 2.   | (1)相談体制・情報提供の充実 | ③保健センター等における相談体制の充実  | 子育て電話相談を常設し、随時、相談を受け付け、子育ての疑問や不安の解消に努めるとともに、気軽に相談できる場として周知を進めます。<br>また、親の子育てへの負担感や子どもの発達への不安がある等、継続した支援が必要な場合には、小児科医、臨床心理士、言語聴覚士、保健師などが連携し、随時、相談や支援などを展開します。                                | 健康増進課  | —         | 実施状況について、5年間継続して相談を実施しています。相談実数は令和2年度から年々減少していますが、相談件数は年度により増減がみられます。その背景として、保健センター以外にも相談できる場所が増えたことやSNSの普及により保護者が自ら情報を入手しやすくなったことがあげられます。一方で、電話相談の意義としては、個々の状況に沿った相談ができることや、その内容によってより相談内容に沿った職種(地区担当保健師や栄養士、歯科衛生士、言語聴覚士などの専門職)や他の事業、関係機関などに支援をつなげることとなっています。 | ○       | 子育て電話相談を通じて、すでに顕在化された相談内容のみならず潜在ニーズに対する支援などにつなげることができているため。 |

| 第2期こどもプラン掲載内容 |      |                        |                           |  |        | 令和2～6年度成果 |  |         |                                      |
|---------------|------|------------------------|---------------------------|--|--------|-----------|--|---------|--------------------------------------|
| 基本方針          | 基本施策 | 取組内容                   | 施策                        | 事業内容   | 担当課    | 数値目標      | 実施状況   | ※<br>評価 | 評価の根拠                                |
| 1             | 2.   | (1)相談体制・情報提供の充実        | ④家庭児童相談                   | 家庭児童相談員やケースワーカーなどにより、さまざまな問題を抱える家庭の相談、助言、支援、情報提供などを行います。心の問題に対する援助が必要な場合は、臨床心理士が相談に応じます。 | 子育て支援課 | —         | 家庭児童相談員やケースワーカーなどにより、さまざまな問題を抱える家庭の相談、助言、支援、情報提供などを行いました。また、研修によるスキルアップを図り、地域ごとにきめ細やかな対応ができるよう地区担当を設定し、対応しました。                                   | ○       | 計画していた家庭におけるさまざまな相談に応じることができたため。     |
| 1             | 2.   | (2)ニーズに応じた多様な保育サービスの充実 | ①時間外保育事業                  | 市内保育所等全園において、7時～19時(1園は20時)までの延長保育を実施します。  | 保育課    | 有         | 期間中全ての年度において、市内保育所等全園において、7時～19時(一部は20時)までの延長保育を実施しました。  | ◎       | 期間中全ての年度において、数値目標を上回る利用があったため。       |
| 1             | 2.   | (2)ニーズに応じた多様な保育サービスの充実 | ②休日保育の実施                  | 日曜日などの休日に保育所等で保育を行う休日保育の実施に向けて、体制を整備していきます。  | 保育課    | —         | 保育所等への働きかけにより、令和5年度から、私立保育園所1か所において、休日保育を実施しており、係る運営費を支給しました。<br>【利用延人数】<br>R5:41人<br>R6:66人   | ○       | 概ね計画通りに事業を実施することができたため。              |
| 1             | 2.   | (2)ニーズに応じた多様な保育サービスの充実 | ③一時預かり(幼稚園等における在園児の預かり保育) | 私立幼稚園等が行う教育時間の前後や夏季等の長期休業期間に行う一時預かり(預かり保育)の支援を行います。                                      | 保育課    | 有         | 期間中全ての年度において、対象となる幼稚園及び認定こども園に対し、補助金を交付しました。<br>【年度別交付金額】<br>R2:1,960,100円<br>R3:3,131,870円<br>R4:6,862,390円<br>R5:12,307,265円<br>R6:12,910,820円 | ○       | 期間中全ての年度において、概ね計画どおり事業を実施することができたため。 |

| 第2期こどもプラン掲載内容 |      |                        |                         |  |     | 令和2～6年度成果 |  |         |  |
|---------------|------|------------------------|-------------------------|--|-----|-----------|--|---------|--|
| 基本方針          | 基本施策 | 取組内容                   | 施策                      | 事業内容   | 担当課 | 数値目標      | 実施状況   | ※<br>評価 | 評価の根拠  |
| 1             | 2.   | (2)ニーズに応じた多様な保育サービスの充実 | ④一時預かり(保育所等の一時保育等)      | 公立保育所2園において一時保育を実施するとともに、私立保育園が行う一時保育事業を支援します。<br>3市連携による相互利用も継続します。     | 保育課 | 有         | 新型コロナウイルス感染拡大防止や保育士不足により休止した期間はあるものの、期間中に総じて公立保育所で一時保育を実施しました。<br>また、期間中全ての年度において、一時預かり事業の充実を図るため、私立保育所等に対し、補助金を交付しました。<br>【年度別交付金額】<br>R2: 7,540,447円<br>R3: 16,001,314円<br>R4: 11,138,928円<br>R5: 13,817,568円<br>R6: 11,577,894円 | ○       | 期間中全ての年度において、数値目標を下回る利用となったが、受入体制は確保しており、需要が見込みを下回ったことによるものと見込まれるため。 |
| 1             | 2.   | (2)ニーズに応じた多様な保育サービスの充実 | ⑤地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター) | 市内保育所等で地域子育て支援拠点(子育て支援センター)事業を運営・運営支援するとともに、未実施園、新設保育園に対し、同施設の併設を働きかけます。 | 保育課 | 有         | 期間中全ての年度において、地域において子育て、親子の交流等の充実を図るため、私立保育所等に対して補助金を交付しました。<br>【年度別交付金額】<br>R2: 69,683,821円<br>R3: 75,931,689円<br>R4: 82,802,998円<br>R5: 76,977,902円<br>R6: 81,947,928円  | ○       | 期間中全ての年度において、概ね計画どおり事業を実施することができたため。                                 |
| 1             | 2.   | (2)ニーズに応じた多様な保育サービスの充実 | ⑥病児・病後児保育の充実            | 病気や病気回復期の乳児～児童を対象とした病児・病後児保育について、運営事業者と連携し、体制の充実に努めます。                   | 保育課 | 有         | 期間中全ての年度において、市内医療機関への事業委託により、専門性の高い保育を実施できました。<br>【年度別利用児童数】<br>R2: 病児24人、病後児4人<br>R3: 病児41人、病後児1人<br>R4: 病児9人、病後児0人<br>R5: 病児3人、病後児0人<br>R6: 病児49人、病後児0人  | ○       | 新型コロナウイルスの感染拡大による利用制限や、保育士不足による事業の休止等はあったものの、期間中総じて事業の提供体制を確保できたため。  |

| 第2期こどもプラン掲載内容 |      |                        |                    |   |     | 令和2～6年度成果 |   |         |   |
|---------------|------|------------------------|--------------------|---|-----|-----------|---|---------|---|
| 基本方針          | 基本施策 | 取組内容                   | 施策                 | 事業内容  | 担当課 | 数値目標      | 実施状況  | ※<br>評価 | 評価の根拠   |
| 1             | 2.   | (2)ニーズに応じた多様な保育サービスの充実 | ⑦子育て短期支援事業         | 保護者の疾病や仕事の都合などにより児童の養護が一時的に必要となった場合などに、児童を児童養護施設等で一時的に預かる子育て短期支援事業を実施します。 | 保育課 | 有         | 令和3年度に事業を開始して以降、市内外の民間事業者への事業委託により、対象児童の短期入所を実施することができました。  | ◎       | 利用延人数が増加傾向にあり、令和5年度及び令和6年度において、数値目標を上回る利用があったため |
| 1             | 2.   | (2)ニーズに応じた多様な保育サービスの充実 | ⑧私立幼稚園等特別支援教育運営費補助 | 特別支援を要する子どもを受け入れている市内幼稚園等に対して、特別支援教育運営費を補助します。                            | 保育課 | —         | 期間中全ての年度において、特別支援を要する児童を受け入れている幼稚園及び認定こども園に対して、補助を行いました。<br>【年度別交付金額】<br>R2: 1,860,000円<br>R3: 1,720,000円<br>R4: 2,135,000円<br>R5: 3,375,000円<br>R6: 3,240,000円 | ○       | 期間中全ての年度において、計画どおり事業を実施することができたため。              |

| 第2期こどもプラン掲載内容 |      |              |                               |   |       | 令和2～6年度成果 |  |         |   |
|---------------|------|--------------|-------------------------------|---|-------|-----------|--|---------|---|
| 基本方針          | 基本施策 | 取組内容         | 施策                            | 事業内容  | 担当課   | 数値目標      | 実施状況   | ※<br>評価 | 評価の根拠   |
| 1             | 2.   | (3)子育て支援力の強化 | ①地域における子育ての推進                 | 子育てをサポートする市民活動団体の活動を支援します。<br>また、子育てに関するボランティアを派遣する社会福祉協議会の活動を支援します。  | 政策推進課 | —         | コラボ四街道で採択された16団体のうち、子育てをサポートする市民活動団体7団体の支援を実施しました。   |         | 【政策推進課：○】<br>コラボ四街道事業において、子育てをサポートする市民活動団体を支援したため。                                  |
| 1             | 2.   | (3)子育て支援力の強化 | ①地域における子育ての推進                 |   | 社会福祉課 | —         | ニーズに応じ、子育て支援を実施することができた。<br>R2:0回<br>R3:2回<br>R4:3回<br>R5:0回<br>R6:3回  | ○       | 【社会福祉課：○】<br>実施した際に、健康増進課、市社協児童センター担当職員及び日本赤十字社千葉県支部を講師として招くなど、工夫が行われたため。           |
| 1             | 2.   | (3)子育て支援力の強化 | ②PTA地域活動の支援                   | 教育に関する地域課題を話し合う場として、PTA地域活動を支援します。<br>市PTA連絡協議会の運営費補助などにより、活動を支援し、PTA相互の連携強化などを図るとともに、家庭及び地域の教育力の向上に努めます。   | 社会教育課 | —         | 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一時的に開催できなかった事業もあるが、オンライン等を活用しながら理事会や会長会等は実施することができました。<br>バレーボール大会、ソフトボール大会については令和5年度より再開し、計画通り開催することができました。  | ○       | 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、スポーツ大会の開催ができなかった時期もありましたが、その他の計画については、感染症対策を講じながら概ね開催することができました。 |
| 1             | 2.   | (3)子育て支援力の強化 | ③子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター) | 子育ての援助を行いたい人(提供会員)と受けたい人(依頼会員)をつなぎ、相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター事業を実施します。<br>相互援助活動が有効に行われるよう市政だよりやリーフレットの配布による広報活動を継続するとともに、研修の実施により提供会員の知識の向上に努めます。<br>また、3市連携による相互利用も継続します。 | 保育課   | 有         | 期間中全ての年度において、広報活動や研修等の実施により、援助活動の体制を整備するとともに、連携市間で活動等の情報共有や事業の啓発物品等を作成し、広域連携を進めることができました。<br>【年度別会員数】<br>R2:1,171人(提供会員145人、依頼会員920人、両方会員106人)<br>R3:1,180人(提供会員157人、依頼会員926人、両方会員97人)<br>R4:1,184人(提供会員167人、依頼会員926人、両方会員91人)<br>R5:1,172人(提供会員175人、依頼会員910人、両方会員87人)<br>R6:1,163人(提供会員175人、依頼会員906人、両方会員82人) | ○       | 期間中全ての年度において、概ね計画どおり事業を実施することができたため。  |

| 第2期こどもプラン掲載内容 |      |              |                       |  |        | 令和2～6年度成果 |   |         |  |
|---------------|------|--------------|-----------------------|--|--------|-----------|---|---------|--|
| 基本方針          | 基本施策 | 取組内容         | 施策                    | 事業内容   | 担当課    | 数値目標      | 実施状況  | ※<br>評価 | 評価の根拠  |
| 1             | 2.   | (3)子育て支援力の強化 | ④高齢者との交流              | 高齢者福祉施設や高齢者サークルなどとの交流及び高齢者ボランティア活動を保育所等で積極的に受け入れるなど、個人情報の保護や子どもの安全を図りながら、世代間交流の場を設けます。   | 保育課    | —         | 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業の一部を実施できなかった期間があったものの、令和5年度及び令和6年度においては、高齢者福祉施設や高齢者サークル等と交流することができました。   | ○       | 令和2年度から令和4年度まで、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、やむを得ず事業の一部を実施できなかったが、期間中その他の年度においては、概ね計画通り事業を実施することができたため。   |
| 1             | 2.   | (3)子育て支援力の強化 | ⑤児童センターにおける子育て支援事業の充実 | 児童センターにおいて、0歳児、1歳児、2歳児とその保護者をそれぞれ対象にした教室を開催し、親子のふれあいを大切にしながら、遊びなどを実施し、親子間の交流を促進します。<br>また、親子が地域で孤立することがないように、プログラムの充実などを図り、仲間づくりや地域交流を促進します。 | 子育て支援課 | —         | 四街道市社会福祉協議会を指定管理者に指定し、児童センター2か所を運営しました。児童に遊び場を提供するとともに、児童の健全育成に関する各種事業を実施しました。<br>《0～2歳児(一部3歳児含む)とその保護者を対象とした事業》※令和2年度～令和6年度合計<br>開催延回数:853回(年平均171回)<br>参加延人数:13,551人(年平均2,710人)                               | ○       | 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業の中止、制限を行った年もありましたが、基本的に通常通り実施することができたため。  |
| 1             | 2.   | (3)子育て支援力の強化 | ⑥子育てサロンの充実            | 地区社会福祉協議会が、市内4地区4か所、読み聞かせやベビーマッサージなどのプログラム、遊びを通じて、子どもや母親などの交流を広げる場として開催している子育てサロンを支援します。<br>また、新たな開催場所の検討や担い手の確保に対する取り組みについても支援を行います。        | 社会福祉課  | —         | 交流を広げる場として、子育てサロンを実施することができました。<br>R2:0回(サロン実施回数)、0人(参加延人数)<br>※コロナ禍のため<br>R3:0回(サロン実施回数)、0人(参加延人数)<br>※コロナ禍のため<br>R4:65回(サロン実施回数)、765人(参加延人数)<br>R5:73回(サロン実施回数)、780人(参加延人数)<br>R6:105回(サロン実施回数)、1,226人(参加延人数) | ○       | 地区民生委員・児童委員協議会や自治会と協働で実施することで、交流の促進を図ることができたため。  |
| 1             | 2.   | (3)子育て支援力の強化 | ⑦公民館における子育て教室         | 遊びを通じて子どもの行動心理や接し方を学んでもらうため、主に2・3歳児を対象とした子育て教室を各公民館で実施します。<br>また、親子のふれあい、子ども同士のふれあい、同じ年代の子どもを持つ保護者などの交流の場となるよう工夫します。                         | 社会教育課  | —         | 令和2年度から令和6年度まで、市内各公民館において、子育てに関する様々な講座を企画し実施しました。   | ○       | 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催が困難な時期もありましたが、感染対策を講じながら活動を実施することができました。<br>また、旭公民館については令和5年度から6年度にかけて改修工事が実施されていたため、一部の活動を開催することができませんでした。それでも、概ね計画どおりに実施することができました。 |

| 第2期こどもプラン掲載内容 |      |              |               |  |       | 令和2～6年度成果 |   |         |   |
|---------------|------|--------------|---------------|--|-------|-----------|---|---------|---|
| 基本方針          | 基本施策 | 取組内容         | 施策            | 事業内容   | 担当課   | 数値目標      | 実施状況  | ※<br>評価 | 評価の根拠   |
| 1             | 2.   | (3)子育て支援力の強化 | ⑧家庭教育の支援      | 小学校・中学校の児童生徒を持つ保護者などを対象に、就学時健康診断や入学説明会の際に、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する子育て学習講座を開催します。<br>また、地域で子どもを育む環境づくりを進め、PTA等と連携し、家庭の教育力を高めます。 | 社会教育課 | —         | 計画期間中概ね計画通りに開催することができました。実施しない学校等にも家庭教育に関する資料を配付し、周知することができました。   | ○       | 就学時健康診断や入学説明会の時間を活用し、家庭教育の重要性について周知することができたため。開催しない学校においては、資料を配付することで、補うことができたため。 |
| 1             | 2.   | (3)子育て支援力の強化 | ⑨民生・児童委員活動の充実 | 相談内容に応じて必要な支援が受けられるよう関係機関へのつなぎ役としての役割を担っている民生委員・児童委員の活動を支援します。   | 社会福祉課 | —         | 民生委員・児童委員の活動に対して補助金を支給し、活動を支援しました。<br>R2<br>・相談、支援件数:1,372件<br>・うち子供に関すること:157件<br>R3<br>・相談、支援件数:1,469件<br>・うち子供に関すること:195件<br>R4<br>・相談、支援件数:1,362件<br>・うち子供に関すること:203件<br>R5<br>・相談、支援件数:1,509件<br>・うち子供に関すること:323件<br>R6<br>・相談、支援件数:1,540件<br>・うち子供に関すること:367件 | ○       | 令和2年度から令和6年度にかけて、相談、支援件数は12%増加し、子どもに関する相談支援件数においては、倍以上増加したため。                     |

令和8年2月18日  
令和7年度第2回子ども・子育て会議  
資料3（議題②）

## 乳児等通園支援事業の認可について

# 1 乳児等通園支援事業の認可に係る意見聴取について

## (1) 意見聴取の概要

令和8年4月1日に乳児等通園支援事業の実施を予定する事業者（2者）から当該事業の認可を受けるための申請がありました。

児童福祉法第34条の15第4項の規定により、当該各申請の対象施設等（3か所）における当該認可について、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者である皆様のご意見を伺います。

なお、今後の申請内容の精査等により、認可保留や内容の変更等が発生する場合があります。

【参考：児童福祉法（抄）】

第34条の15 （略）

2・3 （略）

4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

## (2) 乳児等通園支援事業の概要

児童福祉法第6条の3第23項により乳児等通園支援事業が規定されており、また、同法第34条の15第3項により当該事業の認可権者が市町村長であることが規定されています。なお、公立保育所で実施する（市が実施する）事業については、認可は不要となります。

## (3) 認可の基準

乳児等通園支援事業の認可基準は、児童福祉法のほか、四街道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例により定めています。

## (4) 当市における乳児等通園支援の現状

令和8年4月1日から子ども・子育て支援法に基づく乳児等通園支援事業に係る給付が全国一律で実施され、当市は同日から事業を実施することから、現時点での当市の利用定員及び利用児童数は存在しません。

## 2 意見聴取の対象とする事業の内容について

### (1) 認可に係る申請者及び対象事業

聴取対象とする認可申請に係る申請者及びその設置事業所は次表のとおりです。

| No. | 申請者         | 代表者       | 事業所の名称      |
|-----|-------------|-----------|-------------|
| 1   | 社会福祉法人千葉シニア | 理事長 川名 康氏 | まちの保育園成山    |
| 2   | 社会福祉法人千葉シニア | 理事長 川名 康氏 | まちの保育園四街道駅前 |
| 3   | 学校法人河野学園    | 理事長 坂本 泰斗 | 緑ヶ丘幼稚園      |

(参考) 市が実施する事業について認可は不要ですが、事業所等については次表のとおりです。

| No. | 実施者  | 代表者      | 事業所の名称      |
|-----|------|----------|-------------|
| 1   | 四街道市 | 市長 鈴木 陽介 | 四街道市立中央保育所  |
| 2   | 四街道市 | 市長 鈴木 陽介 | 四街道市立千代田保育所 |

### (2) 認可申請に係る事業の内容

認可申請のあった事業の内容は、別紙1から3までのとおりです。

### (3) 認可の妥当性

認可申請のあった事業の設備及び運営体制は、いずれも認可基準を満たす見込みです。

また、各施設等の受入可能人数については、市こども計画上の需要見込み（31人）と照らし過大とならないため、妥当であると考えます。

なお、乳児等通園支援事業については新規事業であることから、まずは今回実施可能な事業者からの申請に基づき基盤を整備し、実際の需要等を踏まえ、引き続き必要に応じた整備を進めてまいります。

## (No. 1) 認可申請に係る乳児等通園支援事業の内容 (その1)

|       |  |         |
|-------|--|---------|
| 施設名称  | まちの保育園成山   |         |
| 施設所在地 | 四街道市成山 114 番地 4  |         |
| 事業区分  | 余裕活用型 (教育・保育等における空き定員を活用)  |         |
| 事業開始日 | 令和 8 年 4 月 1 日 (乳児等通園支援事業の開始予定日)   |         |
| 認可定員  | 満 3 歳未満  | 合計      |
|       | 最大 27 人  | 最大 27 人 |
| 備考    | <p>余裕活用型は教育・保育等の空き定員を活用することから、受入可能人数は随時変動するため、理論上の最大値を定員としています。</p> <p>なお、現時点での受入可能人数の見込みは 2 人になります。</p> |         |

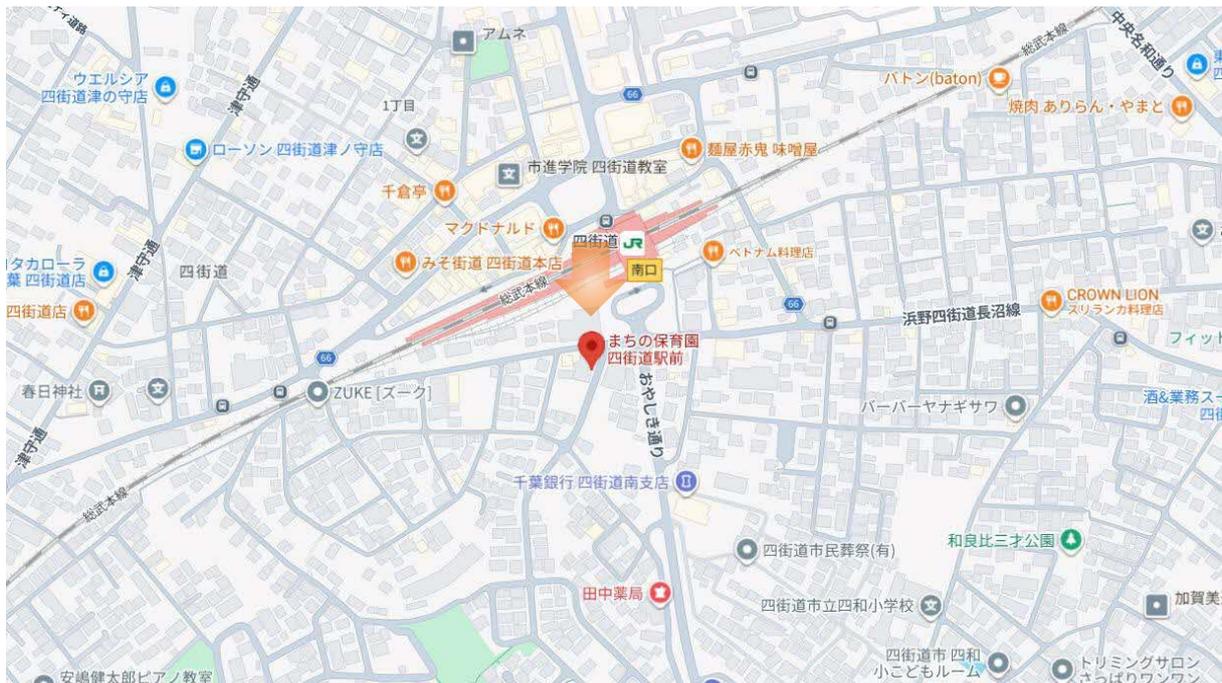
## 【位置図】



## (No. 2) 認可申請に係る乳児等通園支援事業の内容 (その2)

|       |  |       |
|-------|--|-------|
| 施設名称  | まちの保育園四街道駅前  |       |
| 施設所在地 | 四街道市四街道2-2-21 オークウッド1階   |       |
| 事業区分  | 余裕活用型 (教育・保育等における空き定員を活用)  |       |
| 事業開始日 | 令和8年4月1日 (乳児等通園支援事業の開始予定日)   |       |
| 認可定員  | 満3歳未満  | 合計    |
|       | 最大18人  | 最大18人 |
| 備考    | <p>余裕活用型は教育・保育等の空き定員を活用することから、受入可能人数は随時変動するため、理論上の最大値を定員としています。</p> <p>なお、現時点での受入可能人数の見込みは5人になります。</p> |       |

## 【位置図】



## (No. 3) 認可申請に係る乳児等通園支援事業の内容 (その3)

|       |   |     |
|-------|---|-----|
| 施設名称  | 緑ヶ丘幼稚園  |     |
| 施設所在地 | 四街道市大日 393                                    |     |
| 事業区分  | 一般型   |     |
| 事業開始日 | 令和8年4月1日(乳児等通園支援事業の開始予定日)                     |     |
| 認可定員  | 満3歳未満   | 合計  |
|       | 10人   | 10人 |
| 備考    | 学校法人の寄附行為の変更手続き状況により、開始日や定員に変更が出る可能性の申出があります。 |     |

## 【位置図】



令和8年2月18日  
令和7年度第2回子ども・子育て会議  
資料4（議題③）

# 特定教育・保育施設等及び 特定乳児等通園支援事業の利用定員について

# 1 特定教育・保育施設等及び特定乳児等通園支援事業の利用定員の設定等に係る意見聴取について

## (1) 意見聴取の概要

令和8年4月1日に特定教育・保育施設となることを希望する市内幼稚園の設置者（1者）から施設型給付費の支給に係る施設として確認を受けるための申請が、同日に特定乳児等通園支援事業者となることを希望する市内事業者（3者。うち1者は当市）から乳児等支援給付費の支給に係る事業者として確認を受けるための申請がそれぞれありました。

子ども・子育て支援法第31条第2項及び第54条の2第3項の規定により、当該各申請の対象施設等（6か所）における利用定員の設定については、本審議会においてご意見を伺います。

また、既設の保育所等を設置する事業者（3者）から令和8年4月1日に利用定員を変更するための申請がありました。当該申請は、子ども・子育て支援法に基づく意見聴取の対象ではありませんが、同法第31条第2項の規定に準じ、当該申請の対象施設等（3か所）における利用定員の変更についても、本審議会においてご意見を伺うものとしします。

なお、今後の申請内容の精査等により、確認保留や内容の変更等が発生する場合があります。

【参考：子ども・子育て支援法（抄）】

第31条（略）

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

第54条の2（略）

3 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

## (2) 子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員について

子ども・子育て支援法に規定される子どものための教育・保育給付及び乳児等のための支援給付においては、教育・保育施設の設置者、地域型保育事業の事業者及び乳児等通園支援事業の事業者からの申請に基づき、給付の実施主体である市町村が利用定員を定めた上で、各施設及び事業を給付の対象として確認し、給付費（委託費）を支払うこととされています。

【参考：認可定員と利用定員の違い】

認可定員：施設等の面積等を基に、預かることのできる児童数の上限を定めるもの。

利用定員：施設等の利用が見込まれる児童数を、給付費の算定基礎として定めるもの。

## (3) 利用定員の設定に関する国の考え方

- ① 認可定員の範囲内で、施設の設置者等からの申請に基づき市町村が設定する。
- ② 認可定員と一致させることを基本とする。
- ③ 当該施設等での直近の実利用人員や今後の見込みなどを踏まえる。

#### (4) 当市における特定教育・保育（うち、保育に限る）の現状

令和7年4月1日現在、当市には、26か所の保育所（3市共同整備の保育所を含む。）、4か所の認定こども園、9か所の小規模保育事業所及び3か所の企業主導型保育事業所があります。それら保育施設等の定員数（企業主導型保育事業所については地域枠のみ。）及び当市在住児童における保育施設等（市外のものを含む。）の利用数は次表のとおりです。

（単位：人）

|       | 利用定員   | 利用児童数 (a) |        | 待機児童数 (b) |        | 計 (a+b) |
|-------|--------|-----------|--------|-----------|--------|---------|
|       | R7.4.1 | R6.4.1    | R7.4.1 | R6.4.1    | R7.4.1 | R7.4.1  |
| 0歳児   | 152    | 88        | 97     | 0         | 0      | 97      |
| 1・2歳児 | 761    | 720       | 718    | 0         | 0      | 718     |
| 3～5歳児 | 1,243  | 1,151     | 1,150  | 0         | 0      | 1,150   |
| 計     | 2,156  | 1,959     | 1,965  | 0         | 0      | 1,965   |

※待機児童数は国基準に基づくものです。

#### (5) 当市における特定乳児等通園支援の現状

子ども・子育て支援法における施行日が令和8年4月1日であることから、現時点での当市の利用定員及び利用児童数は存在しません。

## 2 意見聴取の対象とする申請の内容について

### (1) 申請者及び対象施設等

聴取対象とする申請に係る申請者及びその設置施設等は次表のとおりです。

| No. | 申請者             | 区分                | 代表者         | 施設等の名称      |
|-----|-----------------|-------------------|-------------|-------------|
| 1   | 学校法人<br>東千学園    | 特定教育・保育施設<br>新規   | 理事長 岩本 正子   | みそら幼稚園      |
| 2   | 四街道市            | 特定乳児等通園支援事業<br>新規 | 市長 鈴木 陽介    | 四街道市立中央保育所  |
| 3   | 四街道市            | 特定乳児等通園支援事業<br>新規 | 市長 鈴木 陽介    | 四街道市立千代田保育所 |
| 4   | 社会福祉法人<br>千葉シニア | 特定乳児等通園支援事業<br>新規 | 理事長 川名 康氏   | まちの保育園成山    |
| 5   | 社会福祉法人<br>千葉シニア | 特定乳児等通園支援事業<br>新規 | 理事長 川名 康氏   | まちの保育園四街道駅前 |
| 6   | 学校法人<br>河野学園    | 特定乳児等通園支援事業<br>新規 | 理事長 坂本 泰斗   | 緑ヶ丘幼稚園      |
| 7   | 株式会社<br>橘花会     | 特定教育・保育施設<br>変更   | 代表取締役 橘 謙一郎 | ベアキッズ千代田園   |
| 8   | 学校法人<br>長生学園    | 特定教育・保育施設<br>変更   | 理事長 永野 卓    | 千代田幼稚園      |
| 9   | 学校法人<br>飯田学園    | 特定教育・保育施設<br>変更   | 理事長 飯田 邦彦   | さくらがおか幼稚園   |

### (2) 申請に係る施設等の概要及び利用定員の設定案

利用定員を設定又は変更する施設等の概要及びその利用定員の設定案は、別紙1から9までのとおりです。

なお、利用定員の設定案は、基本的に申請者提案のものと同様の人数としています。

### (3) 当市における保育等の現状を踏まえた利用定員の設定案の妥当性

令和7年4月1日現在、当市における保育所等の利用児童数の合計は、利用定員数の合計を下回っていますが、保育需要は引き続き高い水準を維持することが見込まれることも踏まえ、きょうだいが同じ園を利用する等の利便性に寄与するものであることから、定員を増加させることに一定の妥当性があるものと考えます。

一方、児童の減少等による各園の児童入所数や職員の雇用状況等を踏まえ、現状の定員を維持することが困難な事情がある場合は、事業継続の観点からも定員の減少についてやむを得ないものと

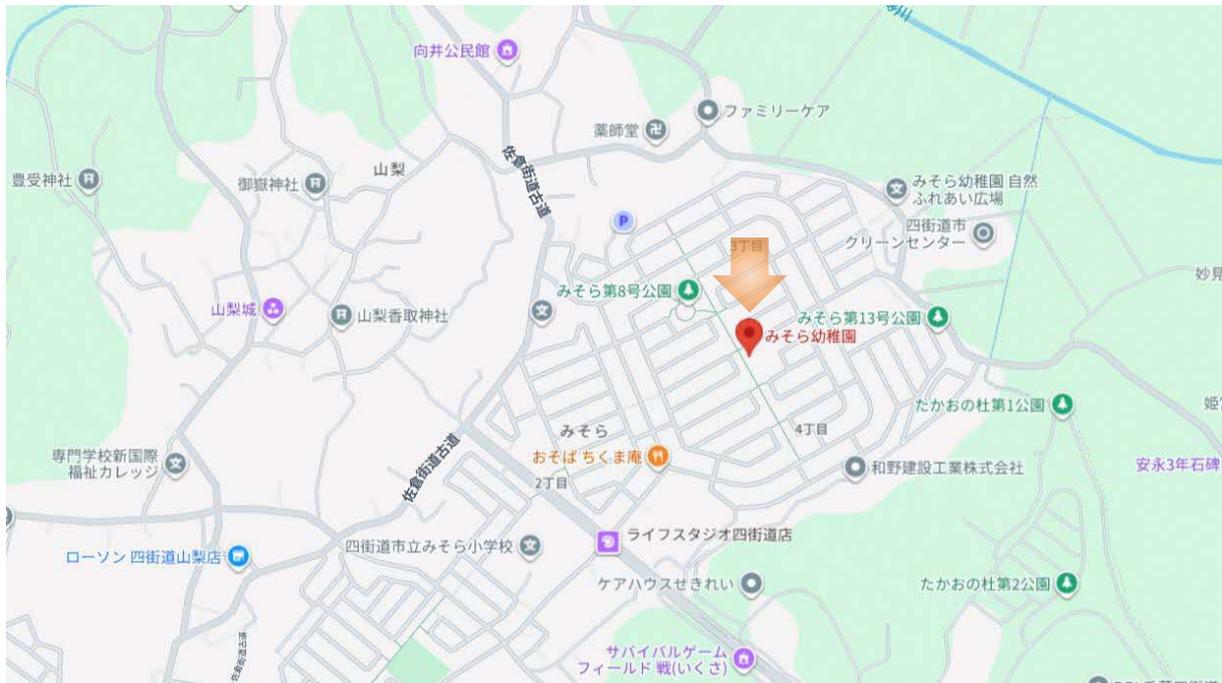
考えます。

特定乳児等通園支援事業者については、各施設等の受入可能人数が市こども計画上の需要見込み（31人）と照らし適切であるため、妥当であると考えます。なお、新規事業であることから、まずは今回実施可能な事業者からの申請に基づき基盤を整備し、実際の需要等を踏まえ、引き続き必要に応じた整備を進めてまいります。

(No. 1) 確認申請に係る教育・保育施設の概要及び利用定員の設定案

|           |  |     |     |      |
|-----------|--|-----|-----|------|
| 施設名称      | みそら幼稚園   |     |     |      |
| 施設所在地     | 四街道市みそら4丁目16-1   |     |     |      |
| 施設種別      | 幼稚園  |     |     |      |
| 運営開始日     | 令和8年4月1日（特定教育・保育施設としての確認予定日）   |     |     |      |
| 認可定員      | 3歳（満3歳を含む）   | 4歳  | 5歳  | 合計   |
|           | 60人  | 90人 | 90人 | 240人 |
| 利用定員（設定案） | 1号認定<br>（満3歳以上）  |     |     | 合計   |
|           |  |     |     | 180人 |
|           |  |     |     | 180人 |
| 備考        | 現在においても幼稚園として運営中の施設ですが、令和8年4月1日から施設型給付を受けるため、特定教育・保育施設となることを希望しています。 |     |     |      |

【位置図】



(No. 2) 確認申請に係る乳児等通園支援事業所の概要及び利用定員の設定案 (その1)

|                |                            |    |
|----------------|----------------------------|----|
| 施設名称           | 四街道市立中央保育所                 |    |
| 施設所在地          | 四街道市鹿渡 895-33              |    |
| 事業区分           | 一般型                        |    |
| 運営開始日          | 令和8年4月1日 (乳児等通園支援事業の開始予定日) |    |
| 構造上の定員<br>(予定) | 満3歳未満                      | 合計 |
|                | 9人                         | 9人 |
| 利用定員 (設定案)     | 満3歳未満                      | 合計 |
|                | 9人                         | 9人 |
| 備考             | 特記事項はありません。                |    |

【位置図】



(No. 3) 確認申請に係る乳児等通園支援事業所の概要及び利用定員の設定案 (その2)

|                |  |       |
|----------------|--|-------|
| 施設名称           | 四街道市立千代田保育所  |       |
| 施設所在地          | 四街道市千代田5-30  |       |
| 事業区分           | 余裕活用型 (教育・保育等における空き定員を活用)  |       |
| 運営開始日          | 令和8年4月1日 (乳児等通園支援事業の開始予定日)   |       |
| 構造上の定員<br>(予定) | 満3歳未満  | 合計    |
|                | 最大39人  | 最大39人 |
| 利用定員 (設定案)     | 満3歳未満  | 合計    |
|                | 最大39人  | 最大39人 |
| 備考             | <p>余裕活用型は教育・保育等の空き定員を活用することから、受入可能人数は随時変動するため、理論上の最大値を定員としています。</p> <p>なお、現時点での受入可能人数の見込みは5人になります。</p> |       |

【位置図】



(No. 4) 確認申請に係る乳児等通園支援事業所の概要及び利用定員の設定案 (その3)

|            |  |         |
|------------|--|---------|
| 施設名称       | まちの保育園成山   |         |
| 施設所在地      | 四街道市成山 114 番地 4  |         |
| 事業区分       | 余裕活用型 (教育・保育等における空き定員を活用)  |         |
| 運営開始日      | 令和 8 年 4 月 1 日 (乳児等通園支援事業の開始予定日)   |         |
| 認可定員 (予定)  | 満 3 歳未満  | 合計      |
|            | 最大 27 人  | 最大 27 人 |
| 利用定員 (設定案) | 満 3 歳未満  | 合計      |
|            | 最大 27 人  | 最大 27 人 |
| 備考         | <p>余裕活用型は教育・保育等の空き定員を活用することから、受入可能人数は随時変動するため、理論上の最大値を定員としています。</p> <p>なお、現時点での受入可能人数の見込みは 2 人になります。</p> |         |

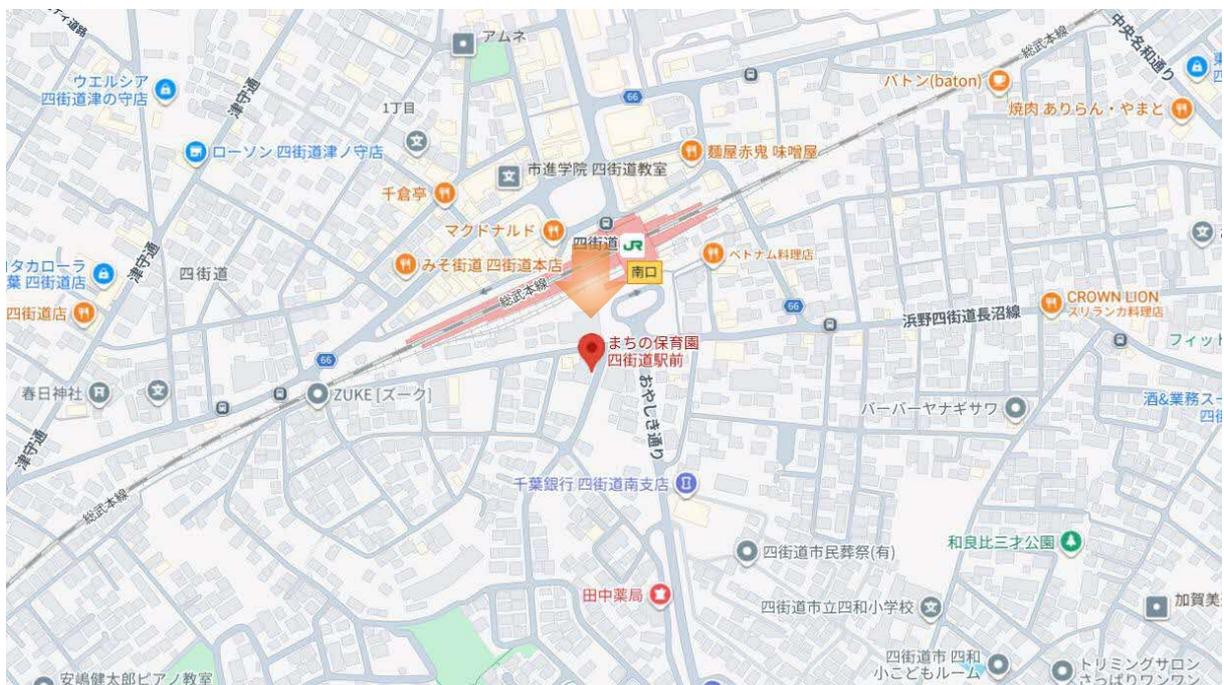
【位置図】



(No. 5) 確認申請に係る乳児等通園支援事業所の概要及び利用定員の設定案 (その4)

|            |  |         |
|------------|--|---------|
| 施設名称       | まちの保育園四街道駅前  |         |
| 施設所在地      | 四街道市四街道2-2-21 オークウッド1階   |         |
| 事業区分       | 余裕活用型 (教育・保育等における空き定員を活用)  |         |
| 運営開始日      | 令和8年4月1日 (乳児等通園支援事業の開始予定日)   |         |
| 認可定員 (予定)  | 満3歳未満  | 合計      |
|            | 最大 18 人  | 最大 18 人 |
| 利用定員 (設定案) | 満3歳未満  | 合計      |
|            | 最大 18 人  | 最大 18 人 |
| 備考         | <p>余裕活用型は教育・保育等の空き定員を活用することから、受入可能人数は随時変動するため、理論上の最大値を定員としています。</p> <p>なお、現時点での受入可能人数の見込みは5人になります。</p> |         |

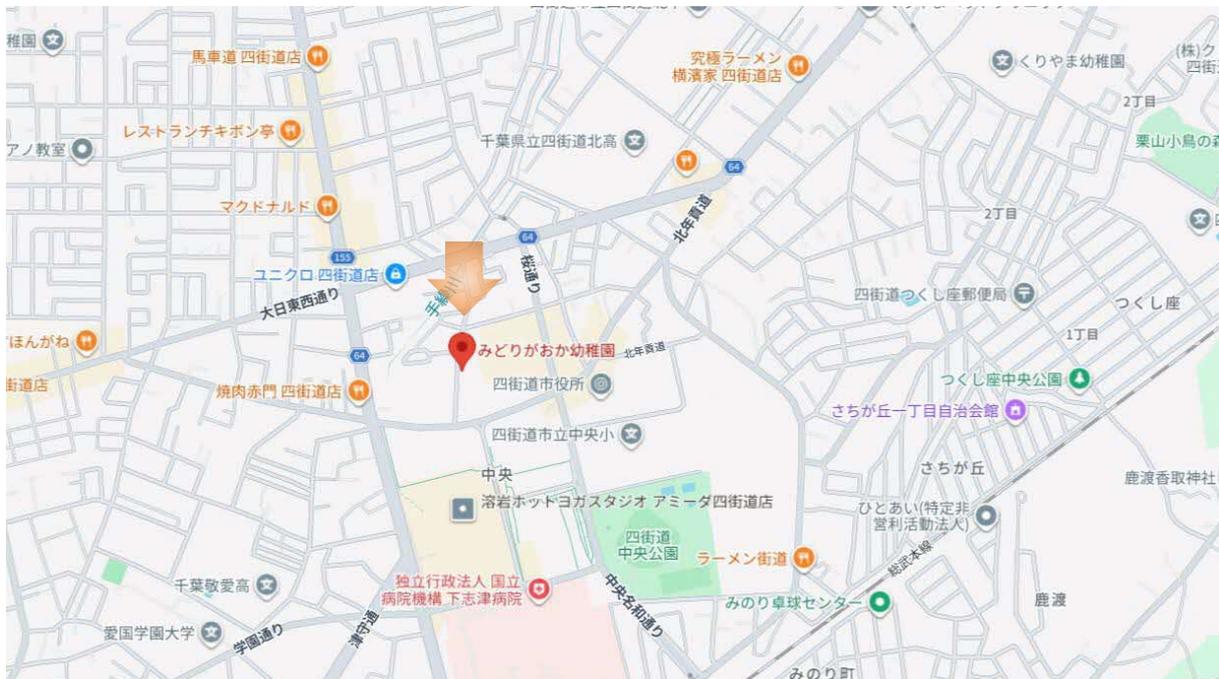
【位置図】



(No. 6) 確認申請に係る乳児等通園支援事業所の概要及び利用定員の設定案 (その5)

|            |   |     |
|------------|---|-----|
| 施設名称       | 緑ヶ丘幼稚園  |     |
| 施設所在地      | 四街道市大日 393                                    |     |
| 事業区分       | 一般型   |     |
| 運営開始日      | 令和8年4月1日 (乳児等通園支援事業の開始予定日)                    |     |
| 認可定員 (予定)  | 満3歳未満   | 合計  |
|            | 10人   | 10人 |
| 利用定員 (設定案) | 満3歳未満   | 合計  |
|            | 10人   | 10人 |
| 備考         | 学校法人の寄附行為の変更手続き状況により、開始日や定員に変更が出る可能性の申出があります。 |     |

【位置図】



(No. 7)利用定員の変更申請に係る教育・保育施設の概要及び利用定員の設定案(その1)

|           |  |        |     |        |     |     |     |
|-----------|--|--------|-----|--------|-----|-----|-----|
| 施設名称      | ベアキッズ千代田園  |        |     |        |     |     |     |
| 施設所在地     | 四街道市千代田5-37-1  |        |     |        |     |     |     |
| 施設種別      | 保育所  |        |     |        |     |     |     |
| 定員変更日     | 令和8年4月1日   |        |     |        |     |     |     |
| 認可定員      | 0歳   | 1歳     | 2歳  | 3歳     | 4歳  | 5歳  | 合計  |
|           | 6人   | 10人    | 11人 | 11人    | 11人 | 11人 | 60人 |
| 利用定員(現行)  | 3号認定   |        |     | 2号認定   |     |     | 合計  |
|           | (0歳)   | (1・2歳) |     | (3歳以上) |     |     |     |
|           | 6人   | 21人    |     | 13人    |     |     | 40人 |
| 利用定員(変更案) | 3号認定   |        |     | 2号認定   |     |     | 合計  |
|           | (0歳)   | (1・2歳) |     | (3歳以上) |     |     |     |
|           | 6人   | 21人    |     | 23人    |     |     | 50人 |
| 備考        | 申請者が提案した利用定員の変更案は、利用者数の実状に合わせて定員数を増加させるものであり、認可定員の範囲内であることから、妥当であると考えます。 |        |     |        |     |     |     |

【位置図】



(No. 8)利用定員の変更申請に係る教育・保育施設の概要及び利用定員の設定案(その2)

|           |   |        |        |      |      |
|-----------|---|--------|--------|------|------|
| 施設名称      | 千代田幼稚園  |        |        |      |      |
| 施設所在地     | 四街道市千代田5-65   |        |        |      |      |
| 施設種別      | 幼稚園型認定こども園  |        |        |      |      |
| 定員変更日     | 令和8年4月1日  |        |        |      |      |
| 認可定員      | 満3歳未満   |        | 満3歳以上  |      | 合計   |
|           | (保育)  | 0人     | (教育)   | 225人 | 270人 |
|           |   |        | (保育)   | 45人  |      |
| 利用定員(現行)  | 1号認定(満3歳以上)   |        |        | 合計   | 270人 |
|           | 225人  |        |        |      |      |
|           | 3号認定  |        | 2号認定   |      |      |
|           | (0歳)  | (1・2歳) | (3歳以上) |      |      |
|           | 0人  | 0人     | 45人    |      |      |
| 利用定員(変更案) | 1号認定(満3歳以上)   |        |        | 合計   | 270人 |
|           | 195人  |        |        |      |      |
|           | 3号認定  |        | 2号認定   |      |      |
|           | (0歳)  | (1・2歳) | (3歳以上) |      |      |
|           | 0人  | 0人     | 75人    |      |      |
| 備考        | <p>申請者が提案した利用定員の変更案は、利用者数の実状に合わせて定員数を調整するものです。変更案における2号認定の利用定員の合計数が認可定員の保育分を上回っていますが、千葉県に認可定員の変更届を提出予定であり、最終的にいずれも同数となる見込みであることから、妥当であると考えます。</p> |        |        |      |      |

【位置図】



(No. 9) 利用定員の変更申請に係る教育・保育施設の概要及び利用定員の設定案(その3)

|           |  |     |     |      |
|-----------|--|-----|-----|------|
| 施設名称      | さくらがおか幼稚園  |     |     |      |
| 施設所在地     | 四街道市大日86番地   |     |     |      |
| 施設種別      | 幼稚園  |     |     |      |
| 定員変更日     | 令和8年4月1日   |     |     |      |
| 認可定員      | 3歳(満3歳を含む)   | 4歳  | 5歳  | 合計   |
|           | 60人  | 90人 | 90人 | 240人 |
| 利用定員(現行)  | 1号認定(満3歳以上)  |     |     | 合計   |
|           | 150人   |     |     | 150人 |
| 利用定員(変更案) | 1号認定(満3歳以上)  |     |     | 合計   |
|           | 135人   |     |     | 135人 |
| 備考        | 申請者が提案した利用定員の変更案は、利用者数の実状に合わせて定員数を減少させるものであり、妥当であると考えます。 |     |     |      |

【位置図】

